（必要表示事項） **第３条**　（略） ⑴　（略） ⑵　原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに定めるところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア・イ　（略） ⑶　添加物 ⑷・⑸　（略） ⑹　（略） ２　事業者は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項に定められている栄養成分は、施行規則に定めるところにより、栄養成分量を表示しなければならない。 ただし、表示可能面積がおおむね30㎠以下のもの、及び消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するものにあっては、当該表示を省略することができる。	（必要表示事項） **第３条**　（略） ⑴　（略） ⑵　原材料名 使用した原材料を、次のアからウまでに定めるところにより、食品添加物以外の原材料と食品添加物に区分して、その区分ごとに、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア・イ　（略） ウ　食品添加物については、施行規則に定めるところにより記載すること。 ⑶・⑷　（略） ⑸　（略）
３　事業者は、前各項に定める表示事項とは別に、次の各号及び施行規則で定めるところにより、食用塩の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあっては、当該表示を省略することができる。 ⑴　原材料名 第１項第２号により記載する原材料名を記載すること。ただし、塩化ナトリウムを含む原材料については、施行規則で定めるところにより、その特性をも記載すること。	２　事業者は、前項に定める表示事項とは別に、次の各号及び施行規則で定めるところにより、食用塩の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあっては、当該表示を省略することができる。 ⑴　原材料名 前項第２号により記載する原材料名を記載すること。ただし、塩化ナトリウムを含む原材料については、施行規則で定めるところにより、その特性をも記載すること。
⑵　添加物 第１項第３号により記載する添加物を記載すること。 ⑶　（略） ４・５　（略） （特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２　（略） ⑴　（略） ⑵　食品表示基準別表第12に掲げる特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する事項 （規則の制定） **第14条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	⑵　（略） ３・４　（略） （特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２　（略） ⑴　（略） ⑵　特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡に関する事項 （規則の制定） **第14条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される食用塩に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○消費者庁公正取引委員会告示第十号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ペットフードの表示に関する公正競争規約（平成三年公正取引委員会告示第二十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　ペットフード公正取引協議会（会長　朝見　恭裕）の申請に係るペットフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年十一月二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ペットフードの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。